



▶ 日本年金機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

▶ 日本年金機構公式X (旧Twitter) アカウント (@Nenkin_Kikou)



はじめに

皆様こんにちは！11月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、令和5年分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の送付や国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の発送に関する内容を掲載しています。

また、障害年金講座では、遡及請求に係る請求書・添付書類の確認についてお伝えしています。

ぜひ日々の業務にお役立てください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

目次

■ はじめに	p.1
■ 機構からの連絡	p.2
● 各種取組事業のスケジュールについて		
● 令和5年分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付しています		
● 令和5年に13月以上の国民年金保険料を前納した場合の社会保険料控除について		
● 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の発送について		
● マイナンバーの収録にご協力をお願いします！		
● 11月は「ねんきん月間」、11月30日（いいみらい）は「年金の日」です！		
● 国民年金保険料のご案内を民間委託しています		
● 住民基本台帳の入力事務ご担当者様へ		
● 地域型年金委員制度のご案内		
● 全国都市国民年金協議会からの要望に対する回答		
■ 障害年金講座	p.29
■ 地域の独自情報	p.32
■ 編集後記	p.32

機構からの連絡

各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和5年10月から令和6年2月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分 ● (単発) …今回限りの単発実施分 ▲ (新規) …新規の実施分

令和5年 10月

- (定例) 国民年金保険料の免除等申請勧奨を実施（ターンアラウンド申請用紙の送付及びマイナポータルへの免除T Aの電子送付）
- (定例) 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
→ 詳細は、**本誌3頁**をご確認ください。

令和5年 11月

- (定例) 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）（11月22日）
→ 詳細は、**本誌11頁**をご確認ください。
- (定例) ねんきん月間・年金の日（11月30日）
→ 詳細は、**本誌14頁**をご確認ください。

令和5年 12月

- (定例) 年末収納対策用納付書の送付

令和6年 1月

- (定例) 源泉徴収票の発送
- (定例) 国民年金保険料の口座振替勧奨を実施

令和6年 2月

- (定例) 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
- (定例) 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）（2月21日）

令和5年分の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付しています
(特定事業部・国民年金部)

「かけはし」第83号でもお知らせしましたが、令和5年1月1日から10月2日までの間に国民年金保険料を納付した方へ、令和5年分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付しています。

所得税及び住民税の申告において、今年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、大切に保管するようお客様へのご案内をお願いします。

	対象者	送付時期	
①	令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵送	令和5年10月26日(木)から11月上旬にかけて順次
②	①のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方(※1)	電子送付	令和5年10月18日(水)から10月下旬にかけて順次
③	令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方(①の対象者は除きます。)	郵送	令和6年2月上旬(※2)
④	③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方(※1)	電子送付	令和6年1月下旬(※2)

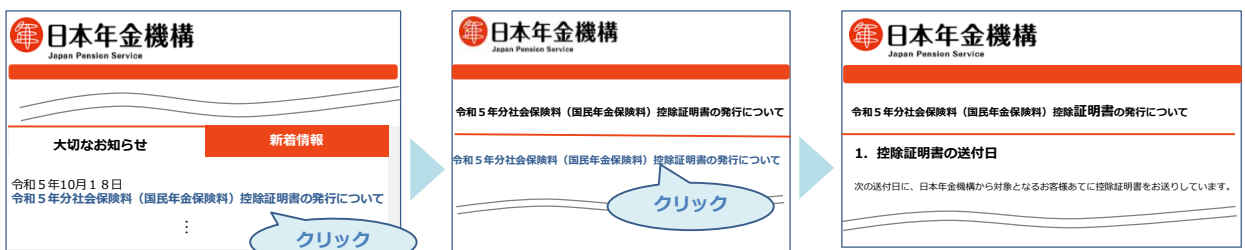
※1 電子送付希望の登録を行った方に加えて、今年度は、マイナポータルと「ねんきんネット」の連携手続きをしているすべての方に電子送付を行います。ただし、「ねんきんネット」で「電子送付を希望しない」を登録している方には電子送付は行いません。

※2 ③及び④の送付時期については、次号のかけはしで詳細を説明します。

日本年金機構ホームページには、年金について役立つ情報がたくさん掲載されていますので、是非ご活用ください！



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関する概要、よくあるご質問(Q&A)等については、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)内に控除証明書の説明ページを設け、ご案内していますので、是非周知等にご活用ください。トップページからの遷移手順は、以下のとおりです。



同ホームページでは、控除証明書に関するよくあるお問い合わせに24時間自動で回答する相談チャットを開設しています。同ホームページ内のバナーから専用ページへご案内いたします。

また、日本年金機構公式X（旧Twitter）で控除証明書についての情報をツイートしています。

具体的な質問に対しては、ねんきん加入者ダイヤル（下記をご参照ください）にてお受けしていますので、お客様からお問い合わせがあった際はご案内ください。



「ねんきん加入者ダイヤル」

◆ 電話番号

（ナビダイヤル） **0 5 7 0 - 0 0 3 - 0 0 4**

0 5 0から始まる電話の場合は、（東京） 0 3 - 6 6 3 0 - 2 5 2 5

◆ 受付時間

・ 月～金曜日 午前8：30～午後7：00

・ 第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※ 土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

◆ 留意事項

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話等、一般の固定電話以外からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「（東京）03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

次ページ以降に令和5年の控除証明書のレイアウトを掲載します。

◆ 送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者以外）

【10月から11月発送用】 おもて面

料金後納郵便 親展	重要 社会保険料 控除証明書 (国民年金保険料) 開封前にお名前をご確認ください。 このお知らせを受け取られた方が、おて名記載の受取人でない場合は、開封せず、「封配」と記入し、郵便ポストに投函してください。 差出人 日本年金機構 Japan Pension Service 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 宛先不明の場合の返送先 〒	社会保険料控除の申告の際、ここから切り取って送付してください。	被保険者氏名 住所 令和5年中(令和5年1月1日から令和5年10月2日まで)に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。 証明書 令和5年10月3日 歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 印 【令和5年中の納付済保険料額】 ◎社会保険料控除(年末調整・確定申告)を申告される方へ ●「③合計額」を申告してください。 「③合計額」に記載がない方は、「①納付済額」を申告してください。 ●10月3日から12月31日までに、「①納付済額」または「③合計額」以外の保険料を納付した場合は、領收証書を添付し申告してください。	納付状況の内訳 <table border="1"> <tr> <td>年</td> <td colspan="12">納付対象月</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	年	納付対象月												月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12													
					年	納付対象月																																					
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																															
令和5年1月1日から令和5年10月2日までに納付した保険料額です。 以下の場合は表示されません。 ・国民年金第1号被保険者ではない場合 ・令和6年3月または令和7年3月までの保険料を前納している場合 ・保険料の未納期間がある場合 など		※上のマークは国の不自由な方のための音声コードです。																																									

◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者以外）

【10月から11月発送用】うら面

お問い合わせは、『控除証明書相談チャット』へ
または、『ねんきん加入者ダイヤル』へ

1. 控除証明書相談チャット（24時間対応）

- ・控除証明書に関するお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。
- ・右の二次元コードよりぜひご利用ください。
(<https://www.nenkin.go.jp/fokusetsu/koujyo2023.html>)

2. ねんきん加入者ダイヤル

050から始まる電話をおかけになる場合は（東京）03-6630-2525

<受付時間>
月～金曜日 午前8：30～午後7：00
第2土曜日 午前9：30～午後4：00
*土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内通話料金でご利用できます。ただし、一部の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合、通常の通話料がかかります。
- 「0570」の番号をおかけになる場合、通常の通話料金がかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になってしまうケースが発生しています。おかけ間違いのないようご注意ください。

再交付（紙、電子）の申請は『ねんきんネット』へ

- ・ねんきんネットから、控除証明書の再交付申請ができます。
- ・マイナンバーからねんきんネットを利用いただき、再交付申請をすると、電子版の控除証明書を受け取ることでできます。
- ・右の二次元コードよりぜひご利用ください。
(https://www.nenkin.go.jp/n_net/)

お知らせは内書にあります。
矢印の方向へゆっくりにはがしてご覧ください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからはがしてください。)

二次元コード

社 会 保 険 料

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。

- ・生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。
- ・本証明書は、e-Tax等で利用できる電子版も交付しています。

申告の際は納付を証明する書類が必要です。

- ・国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合、申告書の提出の際に、保険料を納付したことを証明する書類（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。
- ・本証明書は、e-Tax等で利用できる電子版も交付しています。

令和5年以内に納付した保険料は令和5年分として申告できます。

- ・この証明書に記録されている保険料額に、あとから納付した保険料額がある場合は合算して申告してください。（当該保険料分の「領収証書」も申告書に添付等してください。）
- ・あとから納付した保険料額を反映した控除証明書を再交付することができます。
- ・領収証書をなくした方や再交付をご希望の方は、『ねんきんネット』から申請すると便利です。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（控）

ご本人様控
社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（控）
被保険者氏名
基礎年金番号
令和5年中(令和5年1月1日から令和5年10月2日まで)に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりです。
(令和5年10月2日現在)

①納付済額	納付済保険料の証明額
②見込額	10月3日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額
③合計額	①納付済額＋②見込額 (②見込額がある場合に表示)

納付状況の内訳

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
月												
納付対象月												

二次元コード

6

November2023 < Vol.84 >

◆ 送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者）

【10月から11月発送用】 おもて面

お問い合わせは『控除証明書相談チャット』へ(24時間対応)

控除証明書に関するお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。右の二次元コードよりぜひご利用ください。

二次元コード

(<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/koujo2023.html>)

宛先不明の場合の返送先

〒

2310 1034 005

ご本人様控 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名
基礎年金番号
令和5年中（令和5年1月1日から令和5年10月2日まで）の納付済保険料額

①納付済額	納付済保険料の証明額	円
②見込額	10月3日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合に表示)	円

各年に分けて申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円
	円
	円

納付状況の内訳

年	月	納付対象月											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

●「済」は令和5年中に納付した月を示しています。

↓ 社会保険料控除の申告の際は、ここから切り取ってご使用ください。 ↓

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書

被保険者氏名

証明日：令和5年10月3日
令和5年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

各年に申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長 **印**

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書

被保険者氏名

証明日：令和5年10月3日
令和5年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

各年に申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長 **印**

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書

被保険者氏名

証明日：令和5年10月3日
令和5年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

各年に申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長 **印**

◆ 送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者）

【10月から11月発送用】うら面

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

- 証明日は、令和5年10月3日です。
- 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。
- ご家族の保険料も控除の対象です。
生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。
- お問い合わせ
(1) 『控除証明書相談チャット』（24時間対応）
表面の二次元コードよりご利用ください。
(2) ねんきん加入者ダイヤル
TEL：0570-003-004（ナビダイヤル）
050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6630-2525
<受付時間> 月～金曜日 午前8:30～午後7:00
第2土曜日 午前9:30～午後4:00
* 土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません。
- 再交付（紙・電子）の申請は『ねんきんネット』へ
・ねんきんネットから、控除証明書の再交付申請ができます。
・マイナポータルからねんきんネットをご利用いただき、再交付申請をすると、電子版の控除証明書を受け取ることもできます。
・右の二次元コードよりぜひご利用ください。
(https://www.nenkin.go.jp/n_net/)

- 申告の際は納付を証明する書類が必要です。
・国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合、申告書の提出の際に、保険料を納付したことを証明する書類（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。
・本証明書は、e-Tax等で利用できる電子版も交付しています。
- 令和5年以内に納付した保険料は令和5年分として申告できます。
・この証明書に記載されている保険料額に、あとから納付した保険料額がある場合は合算して申告してください。（当該保険料分の「領収証書」も申告書に添付等してください。）
・あとから納付した保険料額を反映した控除証明書を再交付することができます。

＜電子版の控除証明書：e-Taxで簡単に確定申告＞

- (1) 既にマイナポータルからねんきんネットを利用している方
・令和5年分は、マイナポータルの「お知らせ」に電子版の控除証明書を既にお送りしています。
- (2) マイナポータルからねんきんネットを利用していない方
・マイナポータルからねんきんネットを利用し、電子版の再交付申請を行ってください。
※来年以降、電子版の控除証明書を受け取るには、電子送付の登録手続きをしてください。（この場合、郵送はされなくなり、マイナポータルからメールが届きます。）
※詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。
(https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html)

二次元
コード

二次元
コード

● 前納した国民年金保険料の社会保険料控除
前納した国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合は、以下のどちらかを選択してください。

(1) 全額を納付した年に控除（まとめて申告する場合）
本証明書の「令和5年中の納付済保険料額」に記載されている合計額が証明書となります。
申告の際には、この欄に金額が記載されているすべての証明書を添付等してください。

(2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除（3年分に分けて申告する場合）
各年分に分けて申告する場合、各年の控除額は下表の例のように算出されます。申告の際には、各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。
(2)の方法で控除を受けた場合、(1)の方法に戻すことはできません。また、令和6年に令和6年分と令和7年分をまとめて控除することもできません。
本証明書は、最大3年間使用しますので、大切に保管してください。

[例] 各年分の保険料に相当する額を各年に控除する場合

控除対象額	例1 口座振替で24か月分（令和5年4月分から令和7年3月分）385,900円を前納した場合	例2 納付書で20か月分（令和5年8月分から令和7年3月分）325,640円を前納した場合
㉠令和5年	(令和5年4月から令和5年12月までの9か月分) 385,900円×9か月/24か月=144,713円	(令和5年8月から令和5年12月までの5か月分) 325,640円×5か月/20か月=81,410円
㉡令和6年	(令和6年1月から令和6年12月までの12か月分) 385,900円×12か月/24か月=192,950円	(令和6年1月から令和6年12月までの12か月分) 325,640円×12か月/20か月=195,384円
㉢令和7年	(令和7年1月から令和7年3月までの3か月分) 385,900円 - ㉠ - ㉡ = 48,237円	(令和7年1月から令和7年3月までの3か月分) 325,640円 - ㉠ - ㉡ = 48,846円

※ 控除額を計算する過程で生じる端数は、1円未満を切り上げます（最終年を除く）。最終年の控除額は、残りの金額を控除額とします。

【注意事項】

- 「①納付済額」は、令和5年1月1日から令和5年10月2日までに納付した保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合には、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。
・国民年金第1号被保険者ではない場合
・令和6年3月または令和7年3月までの保険料を前納している場合
・保険料の未納期間がある場合
など

【注意事項】

- 「①納付済額」は、令和5年1月1日から令和5年10月2日までに納付した保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合には、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。
・国民年金第1号被保険者ではない場合
・令和6年3月または令和7年3月までの保険料を前納している場合
・保険料の未納期間がある場合
など

【注意事項】

- 「①納付済額」は、令和5年1月1日から令和5年10月2日までに納付した保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合には、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。
・国民年金第1号被保険者ではない場合
・令和6年3月または令和7年3月までの保険料を前納している場合
・保険料の未納期間がある場合
など

◆ 送付する控除証明書の様式（再発行分）

【インサーター用】

基礎年金番号

様

ご家族の国民年金保険料を納付している方へ
＝ご家族の保険料も控除の対象となります＝

世帯主は、家族の国民年金保険料を連帯して納付する義務があります。また、夫婦も互いの保険料を連帯して納付する義務があります。連帯納付義務者が納付した国民年金保険料は、納付した方が申告することができます。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名 様

あなたが、 年中(1月1日から 月 日) に納付した国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明いたします。

証明日： 年 月 日

年中の納付済保険料額

①納付済	納付済保険料額の証明額	円
------	-------------	---

(ご参考1)

②見込額	証明日後から、 に納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	見込額を含む合計額 (①納付済+②見込額)	円

左記の「①納付済」欄の証明額は、 年 1月 1日 から 12月 31日 まで(または証明日まで)の間に納付していただいた保険料額の総額です。

左記の「②見込額」欄の額は、証明日時点での納付方法で引き続き年末までに納付いただいた場合の保険料額を表示しています。

左記の「③合計額」欄の額は、「①納付済」欄の額に「②見込額」欄の額を加えた額です。この「③合計額」または「①納付済」欄の額で申告される場合は、申告書にこの証明書を添付等していただければ、領収証書の添付等は必要ありません。

左記の「①納付済」欄の証明額は、下記の「済」で表示した月分の保険料額を合計しています。

また、「②見込額」欄の額は、「見」で表示した月分の保険料額の合計額です。

※ 保険料の納付期限は、翌末日(末日が休日等の場合は翌々月の最初の営業日)です。

年	月	納付対象月											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

○口座振替で毎月納付されている方へ

保険料の納付期限は、翌末日(末日が休日等の場合は翌月初の営業日)です。このため、11月分保険料(早割の方は12月分保険料)の納付期限は、12月31日が休日のため、翌年初の営業日(1月4日など)となりますので、その保険料は、この証明の対象とはなりません。(翌年分の控除対象となります。)

○社会保険料控除(年末調整・確定申告)を申告される方へ

左上の「①納付済」欄の額または、「③合計額」で申告される場合は、申告書を提出する際に、この証明書を添付等していただければ、領収証書の添付等は必要ありません。

ただし、12月31日までの間に、左記の「済」または「見」以外の月分の保険料を納付していただいた場合は、その額を左上の「①納付済」欄の額(②見込額がある場合は、「③合計額」の額)に加算した額を申告してください。その際は、加算した分の領収証書も添付等が必要となります。

※右のマークは目の不自由な方のための音声コードです。

音声コード

2210 1034 001

令和5年に13月以上の国民年金保険料を前納した場合の社会保険料控除について (特定事業部・国民年金部)

13月以上の前納により納めた国民年金保険料を所得より控除する場合、以下の方法のいずれか1つを選択していただくことになります。

- (1) 全額を納めた年に控除
- (2) 各年分の保険料に相当する額を複数年に控除（複数年分に分けて申告する場合）

(1) 全額を納めた年に控除する方法を選択する場合

日本年金機構よりお送りした「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」下部の3年分3枚の証明書は切り離さず添付して申告してください。

申告額は、③合計額（③合計額に記載がない場合は①納付済額）となります。

(2) 各年分の保険料に相当する額を複数年に控除する方法を選択する場合 (複数年分に分けて申告する場合)

日本年金機構よりお送りした「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」下部の3年分3枚の証明書のうち、令和5年分の1枚を切り離して申告にご使用ください。

なお、残りの2枚の証明書につきましては、令和6年、令和7年の申告時に使用しますので、大切に保管してください。

申告額は、複数年に分けて申告する場合、証明額となります。

【例】口座振替にて24か月分（令和5年4月分～令和7年3月分）385,900円を前納した場合

- ① 令和5年に控除の対象となる額
(令和5年4月分～令和5年12月分までの9か月分)
 $385,900円 \times (9か月 / 24か月) = 144,713円$
- ② 令和6年に控除の対象となる額
(令和6年1月分～令和6年12月分までの12か月分)
 $385,900円 \times (12か月 / 24か月) = 192,950円$
- ③ 令和7年に控除の対象となる額
(令和7年1月分～令和7年3月分までの3か月分)
 $385,900円 - 144,713円 - 192,950円 = 48,237円$



分割して申告をご希望の場合、3年分3回に分けて申告いただき、分割を申告した翌年に残りの分をまとめて申告することは出来ませんのでご注意ください。

上記の例の場合、令和5年に分割して申告を行った場合（9か月分）、残りの年分（15か月分）をまとめて令和6年に申告することはできません。

令和5年、令和6年、令和7年の3年分に分けての申告が必要です。

国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)の発送について

(国民年金部)

国民年金保険料を納付いただいていない期間がある方に、「国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)」を11月にお送りいたします。

催告状は、圧着はがき形式になっており、直近の納付状況や年金加入状況を確認することができます。

対象者

令和5年4月分以降にのみ国民年金保険料の未納期間がある方(※)

※ 令和5年10月中旬に対象者を抽出しています。

発送日

◆ 令和5年11月22日(予定)

発送物

国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)

(催告状の様式については、次のページをご覧ください。)

日本年金機構ホームページへの記載

令和5年11月に、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」に掲載予定です。

「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）」（おもて面）

料 金 後 納
郵 便

親 展

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 様
9999-9999999-9999-9999




大切なお知らせ 必ずご開封ください。

国民年金保険料のお知らせ

差出人
日本年金機構 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号
Japan Pension Service

お問い合わせ先（宛先不明の場合の返送先）
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
〒999-9999
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
TELXXXXXXXXXXXX
ご案内は内側にあります。
裏面(①)からゆっくりと開いてご覧ください。

国民年金未納保険料 納付勧奨通知書（催告状）

お客様の国民年金保険料には、下記の納付状況のとおり未納があります。

未納があると、年金を受け取る時に影響があります。金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。

納付状況		未納月数	未納金額
年度	X	Z9 9月	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9 円
	Z9	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	X X X X X X X X X X X X
年度	X	Z9 9月	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9 円
	Z9	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	X X X X X X X X X X X X
年度	X	Z9 9月	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9 円
	Z9	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	X X X X X X X X X X X X
合計		未納月数	未納金額
		Z9 9月	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9 円

納付状況の記号説明

* 未納	サ 学生納付特例
A, B, H, Y: 納付済	セ 納付猶予
L, R, Y, Z: 全額免除	+ 第3号納付
ア, チ, ヒ: 半額, 3/4, 1/4 免除 (未納)	D, E: 産前産後免除
イ, ツ, フ: 半額, 3/4, 1/4 免除 (納付済)	-: 納付期限2年経過(注)
/	厚生年金保険・共済組合に加入していた期間または20歳前の期間

注) 納付期限が到来していない月は、空白としています。

令和9年9月9日時点のデータに基づき作成しています。
すでに保険料を納めた方や免除申請中の方にも、行き違いでこの通知書が届く場合がありますのでご了承ください。

必ずお読みください

- 納付書がお手元がない場合は再発行します。年金事務所までご連絡ください。
- 経済的に保険料を納めることが難しい場合は、国民年金保険料の免除申請を行うことができます。詳しくは裏面をご覧ください。
- 未納のままでは年金を受け取ることができない場合があります。これまでの加入月数は下記の年金加入状況をご確認ください。

お問い合わせの際は基礎年金番号が必要です。
お客様の基礎年金番号は 9999-999999 です。

年金加入状況
お客様の現在までの年金加入月数は、次のとおりです。
・ 共済組合に加入していた月数は含んでいません。
・ ご不明な点は、年金事務所にお問い合わせください。

国民年金月数											
全額納付	半額納付	1/4納付	3/4納付	学生納付特例	納付猶予	免除	産前産後	未納	未納	未納	未納
Z99	Z99	Z99	Z99	Z99	Z99	Z99	Z99	Z99	Z99	Z99	Z99
厚生年金保険加入月数計			船員保険加入月数計			合計					
Z99 9月			Z99 9月			Z99 9月					

令和●●●●●月より国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者が行います。

「○○○○○○○○」
お問い合わせ先 ○○○○-○○-○○○○
営業時間 ○○:○○~○○:○○

「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）」（うら面）

国民年金保険料に未納がある場合や、免除または納付猶予の申請が無い方には、日本年金機構が委託した民間事業者から、文書、電話による納付や免除等申請手続きのご案内をしています。

- ご案内の際には、委託事業者名および氏名を名乗ったうえで、お客様の本人確認をさせていただきます。

委託事業者は、次のようなことは行いませんので、不審な点がありましたら、お近くの年金事務所までご相談ください。

- 金融機関やコンビニエンスストアにおいてATM操作をお願いすることは一切ありません。
- 基礎年金番号通知書又は年金手帳、年金証書、現金等をお預かりすることは一切ありません。

開封方法
①②の順に矢印の方向へゆっくりと開いてください。

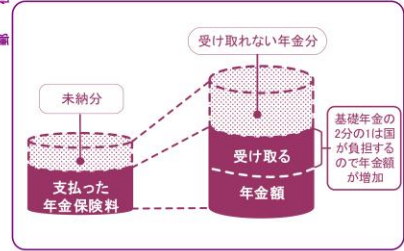
国民年金保険料は、多くの方にお支払いいただいています

公的年金加入者約6800万人のうち未納者※は1%に過ぎません。

※ 2か月の保険料が未納となっている方

保険料の未納が続くと、

- ・ 未納1年あたり「**老齢基礎年金**」が年額約2万円少なくなります。
- ・ 障害を負ってしまった時「**障害基礎年金**」を受け取ることができない場合があります。
- ・ お亡くなりになった時、遺族の方が「**遺族基礎年金**」を受け取ることができない場合があります。



保険料の免除・猶予制度等があります

所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）などの理由で保険料の納付が困難な場合には、一定の期間保険料の納付が免除・猶予される「国民年金保険料免除・納付猶予制度」があります。

「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の申請は、保険料の納付期限から2年を経過していない期間（任意加入期間は除きます。）について、さかのぼって申請できます。
詳しくは、表面の年金事務所、委託事業者までお尋ねください。

また、学生の方には、学生期間中の保険料の納付が猶予される「**学生納付特例制度**」があります。

免除制度については、日本年金機構のホームページでもご案内しています。
(<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/index.html>)

国民年金の免除手続きは電子申請が便利です

国民年金 免除 電子申請 検索
(https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html)

納めた保険料は控除の対象となります

納めた国民年金保険料の全額が**社会保険料控除**の対象となりますので、税金の負担が軽減されます。

マイナンバーの収録にご協力をお願いします！

(年金記録企画部)

日本年金機構において、基礎年金番号とマイナンバーを紐付けすることができない被保険者（未収録者）が存在する市区町村宛てに、未収録者の情報を一覧化した「マイナンバー未収録者リスト」を送付します。

(令和5年11月15日(水)送付予定)

日本年金機構では、住民基本台帳ネットワークシステムへの照会等により、未収録者についてマイナンバーの紐付けに取り組んでいるところです。しかし、日本年金機構で管理している被保険者情報（氏名・生年月日・住所等）と、住民基本台帳で管理されている情報が一致しない場合、マイナンバーを紐付けすることができません。

つきましては、未収録者を解消するため、マイナンバー未収録者リストでお知らせする未収録者にかかる住民基本台帳の確認及び貴市区町村で基礎年金番号を管理されている未収録者全件にかかる国民年金関係報告書等の提出について、ご協力をお願いいたします。

マイナンバーの収録により、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携による添付書類の省略や住所・氏名が変更になった際の届出の省略など、手続きの簡便化が図られます。また、情報連携では免除申請等の際に必要な所得情報等の照会も行えますので、市区町村の事務負担の軽減にもつながります。

業務ご多忙のところ大変恐れ入りますが、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

事務の詳細については、マイナンバー未収録者リストに同封する資料をご参照ください。

また、ご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です！
(相談・サービス推進部)

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆様にご理解を深めていただくための取組を行っています。

また、11月30日の「年金の日」は、国民の皆さまに「ねんきんネット」等を活用してご自身の年金記録や年金受給見込額を確認していただき、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的としています。

「ねんきん月間」や「年金の日」の主な活動予定

● 年金セミナーや年金制度説明会の実施

教育機関や企業等で、年金セミナーや年金制度説明会の実施に積極的に取り組んでいます。なお、年金セミナー等は、オンライン形式でも行っています。

● 出張年金相談会の実施

全国各地の様々な場所（市区町村、自治会、商業施設及びその他イベント会場等）で出張年金相談会を実施します。

● 日本年金機構公式X（旧Twitter）でのミニ講座の発信

日本年金機構公式X（旧Twitter）を活用した年金制度に関するミニ講座を発信します。

● 日本年金機構ホームページ内に「ねんきん月間」ページを設置

全国の年金事務所の取組案内のほか、分かりやすく年金制度について学べるコンテンツを掲載予定です。

● 「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ受賞作品の公表

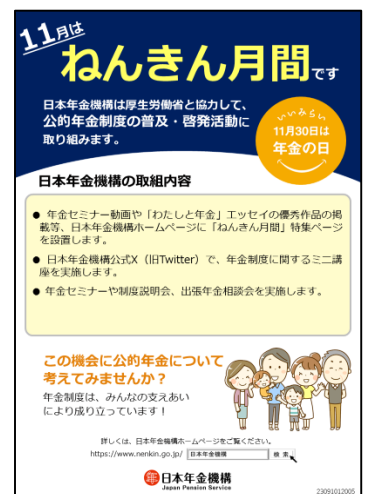
例年、広く国民の皆様から、応募者ご自身やご家族との公的年金制度の関わり、公的年金への考えなどをテーマにしたエッセイを募集しており、令和5年度の受賞作品を日本年金機構ホームページに公開する予定です。また、令和4年度受賞作品の朗読動画も同ホームページに掲載予定です。

● 年金委員表彰式の開催

年金委員（※）の公的年金に係る事業の円滑な推進、年金委員活動の更なる活性化を目的として、功績が特に顕著と認められる方に対し、表彰状を授与します。

※ 年金の制度や手続きについて、会社や地域において周知・啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。

令和5年度「ねんきん月間」ポスター



令和5年度「年金の日」ポスター



国民年金保険料のご案内を民間委託しています

(国民年金部)

国民年金保険料収納業務の民間委託（市場化テスト）について

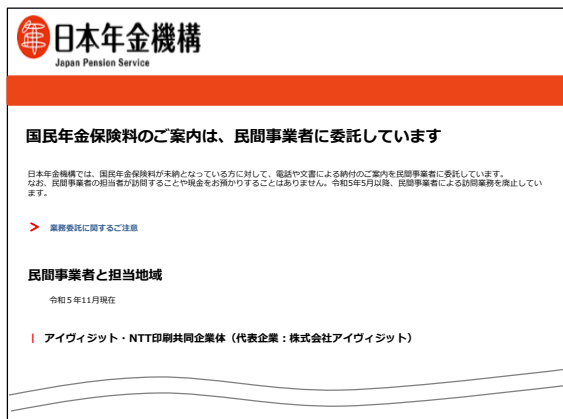
日本年金機構は、国民年金保険料の納め忘れがある方に対する「電話や文書による納付案内と免除・猶予制度の申請手続きの案内、その他口座振替等の案内」について、民間委託を実施しています。

民間事業者では、お客様の状況に応じて電話や文書による督促を行っています。

民間事業者と担当地区は次のとおりです。

民間事業者	担当地区
アイヴィジット・NTT印刷共同企業体	北海道 青森県 岩手県 秋田県 宮城県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 長野県 千葉県 富山県 石川県 愛知県
(株)バックスグループ	埼玉県 東京都 山梨県 神奈川県 静岡県 岐阜県 三重県 福井県 滋賀県 京都府 兵庫県 大阪府 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

○民間事業者及び実施事業の詳細については、日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) をご覧ください。



住民基本台帳の入力をご担当されている部署へご回覧ください。

市区町村で住所や氏名の変更入力や死亡情報の入力を行うと、日本年金機構は住基異動情報を取得して、管理している年金の受給者や被保険者の住所等を更新しています。

これまでに住所・氏名・死亡情報の入力において、年金の受給者や被保険者に影響のあった事例を紹介しますので、入力事務をご担当される皆様にご活用いただきますようお願いいたします。

入力の際に注意していただきたいこと

データの入力誤りにご注意ください。



死亡届の入力や転入時の住所変更入力等において、データを誤って入力してしまうと年金に関して下記の事例のような影響が出る場合があります。

事例1

氏名のフリガナを誤って登録してしまったことで年金振込先の口座情報と不一致となり、**年金が振込不能となってしまった。**

事例2

Aさんの死亡届を受理した後、誤ってBさんに死亡情報を入力したことで、Bさんの年金の支払いが保留され、**年金支払日に年金を受け取れなかった。**

事例3

Cさんに住所変更を入力した。数日後、入力誤りに気づいて元の住所に戻したが、日本年金機構が住基異動情報を取得したときには誤った住所であったため、年金に関する通知書がCさんには届かず、**別人に届いてしまった。**

データの入力を誤ると、「年金が振り込まれない」「個人情報が記載された年金に関する通知書が別人に送付されてしまう」等、年金の受給者や被保険者にご迷惑をおかけする場合がありますので、データの入力誤りにはご注意ください。

なお、入力誤りが判明して訂正や取消処理を行った場合でも、日本年金機構が住基異動情報を取得するときに訂正後の情報が反映されていないと、上記のような事例が発生することがあります。

データの入力誤りが発生した場合は、年金の受給者や被保険者への影響を確認する必要がありますので、管轄の年金事務所にご連絡いただきますようお願いいたします。

年金委員とは

年金委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金の事業について、地域や会社内で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。

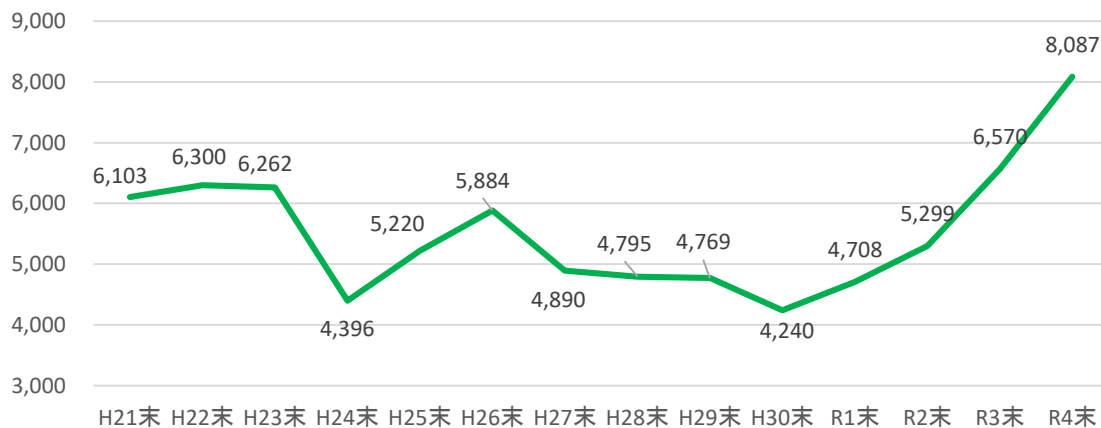
日本年金機構の設立に伴い、年金制度について広く国民の皆様に周知するとともに、年金制度への理解と信頼を深めていただく普及・啓発活動を行うために、日本年金機構法第30条に基づき、平成22年1月に設置されました。

年金委員は、「地域型」と「職域型」の2種類に区分されています。地域型年金委員は、全国で約8千人の方が委嘱され、主に自治会など地域で活動いただいています。職域型年金委員は、約13万人の方が委嘱され、主にお勤め先で活動いただいています。

地域型年金委員の活動

(1) 委嘱数：令和4年度末現在 8,087人

地域型年金委員の委嘱数の推移



(2) 主な活動内容

【説明会に関する活動】

- 町内会や老人クラブで、自分が年金委員であることを紹介し、相談等の対応や年金に関する啓発をしている。
- 町内会で年金委員として説明する時間をもらい、周知活動を行っている。

【相談に関する活動】

- 住民の方からの相談に対し、年金事務所のどの窓口にどのように相談すれば良いかアドバイスしている。
- 友人、知人、近隣者への個別相談対応を行っている。
- 年金受給が近い世代の人に対して、受給に関するお話をし、年金記録の確認を行うよう勧めている。

【広報に関する活動】

- 市営図書館や公民館等の受付に、年金に関するパンフレットを設置させてもらうなどの広報活動を行っている。
- 周辺の世帯に対して、年金のチラシを配布したり、自治会の掲示板へポスター貼付を依頼している。

【立場を活用した活動】

- 民生委員と年金委員を兼務していることから、民生委員の地区会議等で年金に関する広報誌の配布や説明をし、免除申請等の周知活動を行っている。
- 自分が勤務していた学校の生徒に対して、年金に関する啓発、学生納付特例制度の紹介や相談対応をしている。

地域型年金委員推薦のお願い

地域型年金委員は、自治会や地域で活動することにより、地域住民と年金事務所や市区町村を結ぶパイプ役として、また、地域における相談支援のネットワークとの連携など重要な役割を担っていただいています。

地域型年金委員の推薦にあたっては、原則として、国または地方公共団体等の職員として年金事務に従事したことがある方、現に自治会長、民生・児童委員または社会保険労務士である方、その他過去に年金委員（社会保険委員および国民年金委員を含む）として委嘱されていた者とされています。ぜひとも年金事務に従事したことのあるOBの方々や民生委員等所管している部署へ推薦の案内をしていただきますようお願いいたします。

参考までに、案内文書を次頁に掲載しておりますので、ご確認いただき、地域型年金委員の推薦・周知にご協力をお願いいたします。

なお、案内文書や推薦書については、管轄の年金事務所の総務（調整）課にお問い合わせください。

年金委員推薦書（地域型）

(様式1-2)

年金委員推薦書(地域型)

(フリガナ)	氏名	生年月日(和暦)	性別	男・女
	住所	年 月 日		
	職業等	連絡先 電話番号		
推薦理由				
日本年金機構 年金事務所長 殿				
上記の者を年金委員として推薦します。				
令和	年 月 日			
推薦元市町村・団体等所在地				
推薦元市町村・団体等名称				
代表者等氏名				
電話番号				

※ 推薦書には、年金委員証明書に貼付するための被推薦者の顔写真(縦2.0cm×横2.4cm)を同封してください。また、写真の裏面には氏名を記入してください。

日本年金機構ホームページでは、年金委員の方、年金委員を検討している方向けの専用ページ（年金委員通信）を設けています。ぜひご覧ください。

「年金委員通信」ページ

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nenkiniintsuushin.html>



【参考】「年金制度のご案内」チラシ（見本）

【オモテ】

地域型令和5年度版

年金委員制度のご案内

市区町村、団体の皆さまへ

年金委員は、公的年金に関する国や日本年金機構のサポーターとして、公共サービスの一翼を担うものです。

『地域型』年金委員は、地域住民の「こんなときに何をしたらいい?」といった疑問や相談に答えたり、必要に応じて年金事務所や市区町村の窓口を紹介するなど、地域と制度のパイプ役を担うことが期待されます。

- ◆全国の年金事務所では、定期的に年金委員を対象とした研修会を開催し、制度改正事項などをお伝えしています。また、日本年金機構本部（東京）も、毎年1回、リモートによる全国年金委員研修会を開催します。
- ◆平成25年度より、「年金委員功労者厚生労働大臣表彰」制度が開始されました。受賞者は、厚生労働省ホームページに掲載されます。

1. 年金委員とは

年金委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受けて政府が管掌する厚生年金保険および国民年金の事業について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。

年金委員は、活動する区域によって『職域型』と『地域型』の2種類に区分されています。『職域型』は主に厚生年金保険の適用事業所内で、『地域型』は自治会など地域において活動していただきます。

2. 年金委員制度の概要

年金委員は、公的年金制度について、広く国民の皆さまに周知するとともに、制度への理解と信頼を深めていただくよう普及・啓発活動を行うために設置されました。

〔地域型〕市町村や団体から推薦いただいた方であって、令和5年3月末時点で、全国で約8千8百人の方が地域型年金委員として委嘱されています。

〔職域型〕厚生年金保険の適用事業所のうち、常時300人以上の被保険者がいる事業所には2名以上、300人未満の事業所には1名以上の設置をお願いします。令和5年3月末時点で、全国で約1万2千7百人の方が職域型年金委員として委嘱されています。

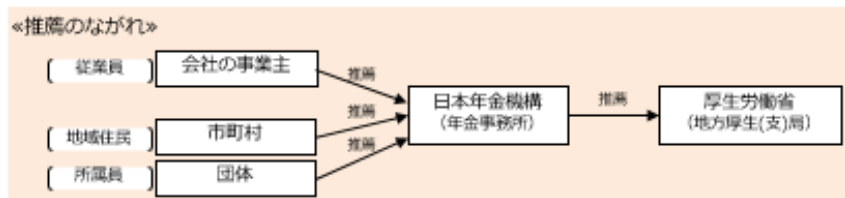
【参考】「年金制度のご案内」チラシ（見本）

【ウラ】

3. 年金委員になるには

年金委員は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として推薦があった者に対し、厚生労働大臣が委嘱します。
【日本年金機構法第30条】

年金委員は、『職域型』の場合は会社の事業主、『地域型』の場合は市町村や団体からの推薦を受け、日本年金機構から厚生労働省へ推薦します。



地域型年金委員の推薦にあたっては、原則として国または地方公共団体等の職員として年金事務に従事したことがある者または現に自治会長、民生・児童委員または社会保険労務士である者、その他過去に年金委員（社会保険委員および国民年金委員を含む。）として委嘱されていた者とされています。

4. 推薦の方法

地域型年金委員の推薦方法は、市(区)役所や町村役場もしくは団体が「年金委員推薦書（地域型）」を管轄の年金事務所へ提出していただくこととなります。

※様式は、日本年金機構ホームページ「年金委員通信」からダウンロードできます。

年金委員に関するQ&A

Q：年金委員に報酬は支払われますか？

A：報酬は支払われません。ただし、活動を行うための交通費などの経費については支払われます。

Q：年金委員の研修はありますか？

A：全国の年金事務所で定期的に研修会を実施しており、公的年金制度や新たな制度改正事項といった情報を直接日本年金機構から得ることができます。また、研修会を通じ、他の委員の方々との交流が持てるといった意見もありました。さらに、長年にわたる活動の功績は、厚生労働大臣からの表彰の対象となります。



制度の趣旨をご理解いただき、
ぜひ年金委員の推薦をお願いします。

※お問い合わせは、管轄の ●●年金事務所（999-999-9999）まで
ご連絡をお願いします。

 日本年金機構
Japan Pension Service

令和5年8月、全国都市国民年金協議会から厚生労働省年金局に「国民年金制度改善についての要望書」が提出されました。これに対し、令和5年10月に厚生労働省年金局（一部日本年金機構）から回答が示されましたので、下記のとおり情報提供いたします。

1. 国民年金事務の一元化について

(1) 国民年金事務の日本年金機構への一元化

要
望

現在の国民年金事務は、取り扱う内容によって市町村（特別区を含む。以下同じ）と年金事務所とで対応する窓口が異なるなど、被保険者にとって極めて分かりづらい状況にある上に、受付をした市町村では日本年金機構での処理の進捗状況を把握できないため、結果として住民サービスの低下や不信感につながっている。

マイナンバーを利用した情報連携の本格運用により、日本年金機構は住民基本台帳の公簿情報の取得が可能となったことに加えて、また、令和4年度には厚生年金の適用範囲が拡大されたほか、国民年金にかかる加入や免除の電子申請が開始されたことにより、今後、住民が市町村窓口へ直接出向く必要性はさらに減少していくことから、市町村に年金窓口を設ける必然性も希薄になっていると考えられる。

また、日本年金機構の出先窓口の設置や職員の派遣などにより、年金手続きを市町村の窓口で行う他の手続きと同時にすることも可能であることから、行政手続きの「スマート化」と「わかりやすさ」の推進、及びそれに伴い変化する市町村の役割を鑑みて、全ての国民年金事務を日本年金機構へ一元化することを引き続き要望する。

あわせて、国民年金事務の一元化が実現されるまでの間、段階的措置として、次の(2)について早急に対応されたい。

回
答

国民年金第1号被保険者に係る資格関係の届出、免除等の申請及び年金の裁定請求に係る事務については、法定受託事務として市町村にお願いしております。

これについては、市町村が住民にとって身近な窓口であることや市町村窓口で行う他の手続きと同時に行うことが可能な手続もあるため、住民サービスの観点からも市町村側にとって大きな意義があるものと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

今後とも、国民年金業務を円滑に進めるために、市町村と国（厚生労働省年金局及び地方厚生（支）局）及び日本年金機構とが密接な連携を保ち、業務の効率化も進めながら取り組んでいくことが肝要であると考えていますので、引き続きご協力をお願いいたします。



(2) 障害年金事務の窓口一元化

要望

障害年金事務については、障害内容や年金制度に関する総合的かつ専門的な知識を必要とする。比較的短期間で人事異動があり、しかも少人数で他業務と併せて年金事務を担当する市区町村職員では、対応の質の維持や継承が困難なため、請求者の相談ニーズに十分応えることができていない状況である。

そのため、窓口対応が長時間となり、書類不備による返戻等も多く、請求者の負担を増やす要因にもなっている。

このように、市区町村での受付は「地域住民に最も身近な窓口」という市民の利便性よりも、市民への負担の方が大きいと思われる。

については、請求者の利便性のため、年金記録を保有し、専門的な職員体制の構築が可能な日本年金機構における障害年金事務の窓口一元化の早期実現を引き続き強く要望する。

また、現時点においても、形式審査以外の不備による書類の返戻については、請求者へ十分な説明責任を果たすために、障害年金センターから本人へ直接返戻するよう併せて要望する。

回答

障害基礎年金の裁定請求書の提出先については、年金受給者の方にとっての利便性の確保から地域住民に最も身近な窓口である市町村に法定受託事務としてお願いしているところです。

厚生労働省及び日本年金機構では、市町村において障害基礎年金の請求書受付事務を円滑に実施していただくために、窓口事務の円滑な実施を支援するための資料（障害基礎年金お手続きガイドや障害基礎年金ハンドブックなど）を掲載した「市町村国民年金事務サポートツール（業務支援ツール）」を厚生労働省ホームページ上で運営するとともに、市町村向け情報誌「かけはし」において、窓口事務での注意点やよくある返戻事例等照会の多い事例を掲載するなどの支援を行っているところです。

また、障害基礎年金請求書の書き方を紹介した動画の掲載を令和4年度より開始したほか、市町村窓口で相談対応を行っている職員の方へのサポートとしてヘルプデスクを設置し、初診日や診断書に関する事項など障害年金特有の医学的事項に関する照会に対応しております。

形式審査以外の不備による書類の返戻につきましては、
・文書ではなく対面での相談を希望される方も相当数いらっしゃると思われ、
・障害をお持ちの方の立場に立ち、できるだけきめ細かな対応を行うためにも、
市町村での返戻対応をお願いしているところですが、市町村担当者や請求者の方が、その内容をよく理解できるよう、わかりやすい説明に努めてまいります。

このような取組みにより手続きが円滑に進むよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

今後とも、市町村と国（厚生労働省年金局及び地方厚生（支）局）及び日本年金機構とが密接な連携を保ち、国民年金業務を円滑に進めることが肝要と考えておりますので、引き続きご協力を宜しくお願いします。

2. 国民年金事務費交付金について

(1) 国民年金事務に要した経費の全額支給

要望

国民年金事務費等交付金については、令和元年度の実態調査にもとづき、抜本的な算定方法の見直しが行われたことで、多くの市町村において令和2年度の交付金の増額が図られたが、依然として全額交付されず超過負担が発生している状況である。

については、年金事務に係る交付金対象額の全額支給を強く要望する。

回答

国民年金等事務費交付金については、これまでも市町村の超過負担が解消されるようご要望いただいているところであり、事務費交付金をより適切に交付できるよう、引き続き適切な予算の確保に努めるとともに、市町村における国民年金事務に係る負担軽減のため、必要な検討を行ってまいります。

(2) 事務費交付金等にかかる事務負担軽減

要望

国民年金事務費等交付金については、市町村の作業期間を延ばすための見直しのはずが、提出期限が前倒しされたことで作業期間が短縮され、かえって市町村の負担が重くなった。

さらに、令和元年度以降、年金生活者支援給付金にかかる交付金事務も加わったことで、いっそう交付金事務は複雑化している。

については、国民年金事務費等の交付金にかかる事務の簡素化および作業期間の改善を早急に図るよう要望する。併せて、交付金の算定に要する基礎数値の情報提供については、数値に相違があった場合には、交付金申請の訂正が必要となることから、申請時期までには提供されるよう要望する。

また、大量の作業を伴う実態調査の実施や算定方法の見直しにあたっては、市町村の予算編成の時期を考慮したうえで、早い段階での周知および通知の発出を要望する。

さらに、事務費交付金の算定については、特に協力・連携事務の相談業務についてどこまでが法定受託事務であり、どこからが協力・連携事務になるのかが非常にわかりづらく、この区分に係る事務負担が非常に大きいため、法定受託事務及び協力・連携事務のそれぞれの範囲について、より詳細に示した資料等を提供するなど基準や事例を明示するよう要望する。

回答

国民年金等事務費交付金に係る申請等業務の簡素化については、これまでもご要望をいただいているところです。このため、令和3年度実施の令和2年度の決算審査事務より、様式への公印省略や電子媒体による報告等、事務の簡素化を図りました。引き続き市町村の事務負担の軽減、作業期間確保に努めてまいります。

また、実態調査や算定方法の見直し等の際には、速やかに情報提供できるよう努めてまいります。交付金の算定に関する基礎数値の情報提供時期についても、市町村における事務が円滑に実施できるよう配慮に努めてまいります。

相談業務の区分については、相談の内容から判断して法定受託事務となる相談以外は、協力・連携に区分していただきますようお願いします。詳細資料の提供については、範囲の詳細をお示しすることにより却って市町村の申請事務負担が増加する恐れがあると考えますので、判断に迷うものがございましたら地方厚生局へ照会いただくようお願いいたします。

3. 国民年金制度に係る要望について

(1) 職権適用の拡大による手続きの簡略化について

要望

令和元年10月から20歳到達時の本人による加入手続きが原則不要になったことと同様に、第2号被保険者や第3号被保険者の資格喪失後に行う第1号被保険者への種別変更届についても、必要に応じて法改正を検討のうえ、事業主からの資格喪失届をもって種別変更処理を行うなど、本人手続きの簡略化を図るよう要望する。

また、20歳到達前の第2号被保険者の被扶養配偶者の第3号被保険者加入手続きや農業者年金加入者の国民年金の付加年金加入など、被保険者や事業者の手続き漏れにより被保険者が不利益を被り得る可能性がある手続きや、市区町村役場などを何度も往来する必要がある手続きに関しては職権適用を拡大され、被保険者の不利益解消及び負担軽減を図るよう併せて要望する。

回答

職権適用拡大を行っていくことにつきましては、第2号被保険者が資格喪失後に第1号被保険者ではなく第3号被保険者になる場合もあり、正確に被保険者の状況を把握することができるか等の観点から慎重な検討が必要です。そのため、まず被保険者本人に手続きいただくことが前提となるものと考えておりますのでご理解、ご協力をお願いします。

なお、被保険者負担軽減につきましては、令和4年5月より第1号被保険者への種別変更届等のスマートフォン等による電子申請を可能としたところであり、今後も電子申請の拡大による手続きの負担軽減について検討してまいります。

(2) 市区町村を跨ぐ被保険者の手続きについて

要望

法定免除のうち法第89条第2号は、転出時に消滅届を提出し、転入先で生活保護開始になれば該当届を出すことになっているが、消滅届の手続きをしないケースが多く見られ、住所地の市区町村は、過去の住所地を追い法定免除該当者であるかの確認が必要となり、負担を強いている状況となっている。

また、他の市区町村から外国人が転入し、入国時に国民年金加入手続きがされていない外国人が多く見られ、入国時に遡って国民年金加入手続きをするため大きな負担となっている。

このように前居住地の市区町村での手続きがされていないことにより、居住地の市区町村が負担を強いるような手続きに関しては、日本年金機構において調査・照会等を行ったうえで、職権により処理を行うよう要望する。

回答

ご要望の事項について、被保険者から手続きを行っていただくことが基本と考えており、生活保護情報を保有する市町村からの情報を活用することで一定程度対応することができるものと考えています。また、海外からの転入者については令和6年度から住民票の情報に基づき届出勧奨及び職権適用することが可能となるようシステム改修を進めているところであり、負担が少ない事務フローとなるよう検討してまいります。

(3) 被保険者の誤解を招きやすい事案の改善について

要望

学生納付特例申請書の申請期間については、申請免除や納付猶予の申請書は、「年度」単位であるのに対し、学生納付特例の申請書では「月」単位となっているため、申請の始期を誤って記入するケースが散見される。

また、資格取得届や種別変更届と免除申請書を同時に受け付けた場合には、納付書が先に届き、その後免除結果が通知される旨は説明しているが、納付書が先に届くことにより、納付書についての来庁や電話による問い合わせされることがある。

以上のように被保険者から誤解を受けやすい事案が存在しており、被保険者に負担を強いている状況にある事案についての改善を要望する。

とりわけ、学生納付特例については、申請期間の記入誤りを未然に防止や記載事項の簡略化のため、学生納付特例の申請期間を「月」単位から「年度」単位に変更し、加入時に免除を同時申請した場合については、不要となる納付書は送付せず、納付書の用紙経費や郵送経費などの経費削減のほか、住民負担の軽減のためにも、免除の審査結果を送付する際に必要に応じて納付書を発送するなどの対応をされるよう要望する。

回答

学生納付特例制度の対象となる期間については、学校への入学・卒業時期や学校の設立時期等により4月から翌年3月までの期間すべてが対象とならない事態が想定されることから、本人に「月」単位で期間を記入いただき確認を行うこととしております。

また、資格取得届や種別変更届と免除申請書を同時に受け付けた場合においては、それぞれの処理、審査にかかる時間が異なり、免除が承認されない場合も散見されることから、保険料納付機会が失われることのないよう納付書を発送するようしており、納付書が届いてから免除の審査結果が届くまで一定期間はお待ちいただくよう引き続き各市町村においてご説明いただきますようお願いいたします。

(4) 受付時期による前納割引制度の使用可否について

要望

前納申込者が産前産後免除該当届を届け出る場合、受付日が前納保険料引落日以降であれば、前納割引制度での口座振替となり、産前産後免除該当期間の保険料は還付となるが、前納保険料引落日前に受け付けた場合、前納の口座振替ができず、免除該当期間を除く期間が毎月口座振替となり、前納割引制度を利用することができない状況となっている。

そのため、一度免除該当届を取り下げてもらい、前納保険料引落日以降に再度届出し、免除該当期間の還付を受けた方が実質の保険料負担が少なくなることから、このような対応策を講じているが、事務負担や住民負担が大きいことから、受付時期による保険料負担の差が生じないよう措置を講じるよう要望する。

回答

口座振替による保険料前納について、前納保険料引落日に産前産後免除に該当する場合は、免除期間後の納付月から、翌月末引き落としとして各月の口座振替が行われることとなっておりますが、年度半ばから前納を希望される方におかれましては、納付書による前納をご案内いただきますようお願いいたします。また、令和6年からは、任意の月から当年度末又は翌年度末までの口座振替による前納の申出の受付も開始する予定です。

(5) 年金制度の充実に向けた取り組みの推進について

要望

国民年金制度は国の社会保障制度の根幹をなすものであり、日本年金機構は国民年金法の規定に基づく業務等を行い、事業の適正な運営と制度に対する国民の信頼の確保を図り、国民生活の安定に寄与することが求められている。日本年金機構と監督官庁である厚生労働省に、次のとおり年金制度の充実に向けた取り組みの推進を要望する。

留学やワーキングホリデーなどの理由で転入してきた外国人の大半は、永住を希望していないことから、国民年金制度への加入等の手続きについて、理解を得られないことが多いため、外国人を任意加入とする制度改正を要望する。

また、マイナンバーによる情報連携が開始されたことと同時に、日本年金機構においては、未申告者を非課税者として取り扱うとされたことにより、未申告者でも国民年金保険料が全額免除になる場合が生じることとなった。市町村の条例で地方税法上の申告義務を課さない者について定めているためとされているが、申告は各種保険料、手当等の算定資料となるほか、税証明書の発行に必要な資料となるため、市町村においては、申告は行うように案内することが原則である。未申告者は非課税者ではなく、実際には所得がある者も含まれるのが実態であり、年金の給付に国庫負担分がある以上、保険料納付を免除する場合には、適切な取り扱いを行う必要があると考えることから、未申告者をそのまま非課税者として取り扱うという現在の運用を改め、申告すること、または所得等申告書の提出を求めるように取り扱いを変更することを要望する。

回答

外国人の国民年金加入について、我が国に居住する外国人に対して自国民と同じように社会保障制度を適用することは、国際的にも要請されているところです。

また、我が国の年金制度は、老齢の他に障害や死亡といった保険事故にも対応すべく、滞り期間が短い外国人であっても、障害給付や遺族給付の対象としており、働く方々にとって必要な保障がされています。

ご要望については、こうした点を踏まえる必要があると考えております。

国民年金保険料の免除申請については、所得に係る税の申告が必要な場合は適切に申告を行っていただいているとの前提の下、保険料納付が困難な方からの免除申請を迅速に審査し、障害給付等の保険事故に備えていただく必要があるため、現行のとおり取り扱うこととしたものであり、所得税に係る申告につきましては、引き続きご指摘のような対象者を把握した各市町村において、適切に申請書の提出をご案内いただきますよう、お願いいたします。

4. 日本年金機構への要望について

(1) 住民向け障害年金ヘルプデスクの設置

要望

障害年金請求者向けの電話相談については、現在、一般の年金相談と合わせて、「ねんきんダイヤル」や年金事務所に対応しているが、電話が繋がらないため、市町村への問い合わせが増加し、業務を圧迫している。また、電話がようやくつながっても、回答が得られるのに更に時間がかかることも多く、お客様を長い時間待たせるケースもある。一方で市町村が利用している「障害年金市町村事務ヘルプデスク」は、回答内容も適切で説明精度も高いと感じられる。

については、請求者の負担軽減の観点から、住民向け障害年金ヘルプデスクの設置を引き続き要望する。

回答

年金請求者からの障害年金に関する一般的な電話相談については、老齢年金、遺族年金に関する相談と同様に、ねんきんダイヤルや年金事務所に対応しているところですが、チャットボットの拡充や機構ホームページのお客様向けQ & Aの充実を図り応答率の向上に努めるとともに、令和5年5月からねんきんダイヤルのオペレーター配置席数の30席増席や、オペレーターへの研修を強化することで応答品質の向上を図っているところです。

また、市区町村窓口で個別の相談対応を行っている職員の方へのサポートとして障害年金センターに「市区町村専用ヘルプデスク」を設置し対応しているところですが、これらの照会事例や年金請求書の返戻事例等を集約・分析した上で令和5年度に想定問答集の作成を行い、市区町村及び年金事務所に周知することとしています。

なお、障害年金の個別相談の中には、高度な専門知識を要する年金相談も見受けられますので、ご指摘も踏まえ、障害年金の相談体制の充実に向けて、引き続き検討していきたいと考えています。

(2) 日本年金機構における電話対応の充実と電子メール等による相談対応

要望

年金事務所及びねんきんダイヤル等へ電話が繋がらないことについては、これまでも繰り返し要望してきたが、依然として状況が改善されていない。住民からも「年金事務所に電話が繋がらない」との苦情が多々寄せられ、その対応に時間が割かれている状況である。また、市町村から年金事務所へ記録等の確認をするために電話をしても繋がらず、ようやく繋がっても、回答をもらうまでに時間がかかることも多く、長時間窓口で住民を待たせてしまう。

また、年金事務所等への電話での問い合わせが困難である方や、海外在住者からの国民年金の任意加入や老齢年金請求等についての相談が、市町村のホームページを通じて電子メールで寄せられることがあり、相談件数も年々増加している。相談内容によっては、年金事務所へ確認し、市町村の国民年金担当から電子メールで回答を行っているが、厚生年金保険に関する相談もあるため、市町村で対応するには限界がある。

については、日本年金機構において、電話回線の増設及び電子メールや類似システムを用いた相談対応を実施していただくよう要望する。

特に、給付業務については、お客様相談室の市町村専用電話番号の設置や、市町村向けねんきんダイヤルでの詳しい知識を持った職員の配置などの対応を要望する。

回答

お客様からの年金事務所への電話によるお問い合わせについては、IVRの機能を活用し、コールセンターにおいても対応できるようにしており、機構全体として円滑に電話対応が行えるよう協力連携体制の強化に努めております。また、令和5年5月からねんきんダイヤルのオペレーター配置席数の30席増席や、従来からオペレーターへの研修強化を行っており、今後も更なる応答率の向上に努めてまいります。住民の皆様にも、コールセンターの活用をご案内いただくようお願いいたします。

なお、市区町村からの年金記録に関するお問い合わせにつきましては、ねんきん加入者ダイヤルでも対応しているほか、当機構から貸与している「ウィンドマシン(WM)」により確認することができ、WMでは受給者情報も確認することが可能です。引き続き、マニュアルの充実等に努めてまいりますので、WMを積極的にご活用いただけますようお願いいたします。

日本年金機構においては、全国民の膨大な個人情報を有しており、お客様の個人情報保護に関しては、近年の状況を踏まえ厳格に対応すべきと考えております。

現在、オンラインで安全にねんきん相談を行うことができる仕組みの構築に向けて対応を進めています。

また、市区町村における年金給付に関するお客様への相談対応につきましては、引き続き、市区町村職員向け研修の充実等により、必要な情報提供に努めてまいります。

(3) 住民サービスの向上と適正な事務処理体制の確立について

要望

日本年金機構の事務処理体制については、住民及び市町村への誤った案内や確認不足により、住民からの苦情が発生し、その対応に大変苦慮している。

また、年金事務所は厚生年金のみならず国民年金についての相談や申請等に対応するところであるが、年金事務所へ相談に出向いた方や問い合わせをされた方に対し、国民年金のことは市役所に行くよう案内されたという事案が頻発している。

さらに、給付関係の電話による問合せの際、誤った回答や本来、年金事務所ですべき手続きを誤って市町村へ案内することなどが頻繁に発生しているため、年金事務所職員の問合せに対する対応のバラつき解消とスキルの向上を強く要望する。

回答

日頃より、日本年金機構の実施する事務についてご理解・ご協力を賜るとともに、当該事務に関するお客様からの照会・相談にご対応いただいていることにつきまして、厚く御礼申し上げます。お客様からのご意見を真摯に受け止めてまいりますので、引き続き密な連携を図れるようよろしくお願いいたします。

また、国民年金に係る手続等については、年金事務所又は市区町村においてできることを周知しております。いずれの場所において手続等を行うかについては、お客様が利便性を考慮して判断されるべきものであり、そうした趣旨に則り、引き続き適切に対応してまいります。

さらに、年金請求者や年金受給者から電話の問い合わせがあった場合は、各相談マニュアルに準じ、できる限り統一的なお客様対応を行うこととしており、この中で個別の相談があった場合には、予約による来訪相談を案内し、年金事務所において丁寧な対応を行うこととしています。

(4) 国民年金手続の電子申請マニュアルの作成について

要望

住民から電子申請の問い合わせをいただくことがあるが、現状は職員が個人のマイナポータルを利用し、申請までの画面の流れを確認している状況である。マイナンバーカードの取得は任意である以上、住民から説明を求められた際の対応マニュアルの作成は必須であると考えことから、市区町村窓口用のマニュアルの作成を要望する。

回答

日頃より電子申請の利用促進にご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

現在、日本年金機構では、お客様の利便性向上や手続の負担軽減のため、電子申請の利用促進に取り組んでいるところです。

国民年金の電子申請の手続につきましては、ホームページへの掲載やリーフレットの作成を行い、利用までの流れ等を案内しています。

市区町村に対しては、情報誌「かけはし」や事前の周知文書にて電子申請の概要をお知らせしているところですが、市区町村の窓口で説明を求められた際に活用できる資料を提供いたします。

障害年金講座

第36回!

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、**遡及請求に係る請求書・添付書類の確認** です。

① 請求書・診断書の確認

障害認定日より1年以上経過して認定日請求を行う場合、診断書は原則2枚 ※1（**障害認定日以後3月以内の現症の診断書** ※2 及び**請求日以前3月以内の現症の診断書**）が必要です。

※1 症状固定で認定日請求を行う場合は例外があります。

※2 20歳前に初診日がある場合は障害認定日前後3月以内の現症の診断書

請求書の欄の請求意思・傷病名・初診日等の確認欄

(1) この請求は左の頁にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれに該当しますか。該当する番号を○で囲んでください。		1. 障害認定日による請求 2. 事後重症による請求 3. 初診日から1年6月経過した日以後に発症した1級または2級に該当したことによる請求
「2」を○で囲んだときは右欄の該当する理由の番号を○で囲んでください。		1. 初診日から1年6月目の状態で請求し、支給しなかった。 2. 初診日から1年6月目の症状が軽くなった。 3. その他（理由）
(2) 過去に障害給付を受けたことがありますか。		1. はい 2. いいえ
「1. はい」を○で囲んだときは、その障害給付の名称と年金証書の基礎年金番号および年金コード等をご記入ください。		基礎年金番号・年金コード等
③ 必ずご記入ください。	傷病名	1. ○○病
	傷病の発生した日	昭和28年3月頃
	初診日	昭和28年4月5日
	初診日において加入していた年金制度	1. 国年 2. 厚年 3. 共済 4. 未加入
	現在傷病はなっていますか。	1. はい 2. いいえ
	なおっているときは、なおった日	昭和 年 月 日
	傷病の原因は業務上ですか。	1. はい 2. いいえ
	この傷病について右に示す制度から保険給付が受けられるときは、その番号を○で囲んでください。請求中のときも同様です。	1. 労働基準法 2. 労働者災害補償保険法 3. 船員保険法 4. 国家公務員災害補償法 5. 地方公務員災害補償法 6. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律
	受けられるときは、その給付の種類番号を○で囲み、支給の発生した日をご記入ください。	1. 障害補償給付（障害給付） 2. 傷病補償給付（傷病年金）
	障害の原因は第三者の行為によりますか。	1. はい 2. いいえ
障害の原因が第三者の行為により発生したものであるときは、その者の氏名および住所をご記入ください。	氏名 住所	
(4) 国民年金に任意加入した期間について特別一時金を受けたことがありますか。		1. はい 2. いいえ

遡及認定日請求の場合は、「1」のみ○で囲んでください。

② 障害給付 請求事由確認書

障害認定日に障害等級に該当しない場合に事後重症請求としても請求を希望する方は、「障害給付 請求事由確認書」を添付してください。

請求時点で65歳以上の方（65歳前で老齢基礎年金の繰上げ受給者も含む）は、事後重症請求を行うことができませんので、「障害給付 請求事由確認書」の添付は不要です。

必ず請求傷病名を記載してください。

障害給付 請求事由確認書

私は、下記の請求事由を確認し、傷病名（ ）で「障害認定日による請求」を請求事由として、障害給付を請求します。
ただし、「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」を請求事由として障害給付を請求します。

【請求事由について】

1. 障害認定日による請求

障害給付は、病気またはケガによって初めて医師の診療を受けた日（初診日）から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときはその日）に、一定の障害の状態にあるときに受けられます。（ただし、一定の資格期間が必要です。）この場合、年金請求書に添付する診断書は、初診日から1年6月を経過した日の障害状態がわかるものが必要です。

なお、請求する日が、1年6月を経過した日より1年以上過ぎているときには、治ったことにより請求するときを除き、初診日から1年6月を経過した日の診断書と請求時点の診断書の両方が必要となります。（ただし、障害状態の確認を行う際に、他の時点の障害の状態がわかる診断書を求めることがあります。）

2. 事後重症による請求

「1. 障害認定日による請求」で受給権が発生しなかった場合でも、その後、病状が悪化し、65歳に達する日の前日までの間において、一定の障害の状態となったときには本人の請求により障害給付が受けられます。ただし、請求は65歳に達する日の前日までに行わなければなりません。この場合、年金請求書に添付する診断書は、請求時における障害の状態がわかるものが必要です。

令和 年 月 日

（請求者本人）

氏 名： _____

住 所： _____

連絡先：（ ） _____

（代理人）

氏 名： _____

請求者との関係： _____

住 所： _____

連絡先：（ ） _____

③ 年金裁定請求の遅延に関する申立書

障害認定日より5年以上経過して認定日請求を行う場合は、「年金裁定請求の遅延に関する申立書」を添付してください。

記載してください。年金裁定請求の遅延に関する申立書

私は、 **障害基礎** 年金について、下記の理由により請求を行って
いなかったことを申し立てます。

また、年金の支払を受ける権利について、5年の時効が完成している分については、支給がない旨を理解しています。

(遅延理由) を付けてください。

- 年金を請求することができると思わなかった。
- 年金制度について、よく理解していなかった。
-

すべてに☑してください。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 様

住 所 _____

氏 名 _____

地域の独自情報

編集後記

芸術の秋ということで、各地で多くの催し物が行われています。筆者も、ここ1か月は演劇を観たり、友達の演奏会を聞きに行ったり、気になる美術館に足を運んだり、せわしない日々を過ごしていました。いろんな分野の作品を鑑賞しましたが、今回目にしたものとまた同じ状況で会えるとは限りません。筆者の場合、演劇が行われていた劇場がもうすぐ閉館になる建物だったため、千秋楽の日に「この劇場でこの演劇を観るのは今日で最後なのか…」と感じ、観劇後、劇場を後にするのが大変名残惜しかったです。

さて「かけはし」は、これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。今後も、どうぞよろしくお願ひいたします。